

西表島の観光管理に関する住民説明会（大原）

議事概要

日時：2020年1月21日（火）19:00~21:00

場所：竹富町離島振興総合センター

行政側担当者

環境省：竹中、上森 林野庁：曲瀬川 沖縄県：東江、神谷 竹富町：仲盛

ブレック研究所：西村、池原

参加者数：26名

沖縄県による来訪者管理計画、環境省による入域料・観光管理の組織についての説明の後、質疑応答。
概要は以下の通り。

○現状の西表島での観光客の消費額はいくらか？

→（竹富町）航空会社の調査によると、西表東部で夏期は1人当たり9,400円、冬期は1人当たり2,200円となっている。

○入域料を税金として徴収するなら、対象者には住民も含まれるのか？

→（環境省）必ず住民も対象になるという事ではない。ただ税金は公平性が無いといけない。観光客が支払った税金を住民のために利用するのは不公平になるおそれがある。一方で、住民も支払うと住民税と二重課税になる懸念もある。住民と観光客をわけて観光客のみを対象とする理由をしっかりと説明する必要がある。総務省と調整する必要がある、要検討である。

○混雑日カレンダーの管理や入島制限はどこまで実効性があるのか？年間33万人観光客数の上限を決めて本当に厳守できるのか？誰がその権限を持つのか？

→（沖縄県）33万人という数値はあくまで観光管理をするうえでの基準値であり、強制ではない。法律上、33万人の上限に達しているからそれ以上の観光客を受け入れないという対応はできない。個人客数のコントロールは難しいが、団体客は事前に予約なり問合せがあるはずなので時期をずらしてもらいなど調整の可能性がある。行政及び関係団体と連携して取り組んでいく。

○昨年10月のIUCNの視察の際に、観光客数を今の半分にしろという指摘を受けたのではないか？上限を33万人に設定するという事は、世界遺産に登録する気が無いということか？

→（環境省）そのような指摘はなく、IUCNからは観光客の管理について実効性のある管理計画が必要だと指摘されている。そのために観光管理の計画をつくり、具体的な取り組みも皆さんとも話し合いながら進めていく。港での高齢者の優先乗船や混雑緩和について、船会社とも話し合いをしている。
→（沖縄県）日本の法制度では観光客数を島の入り口で制限することはできないが、基準値を決めて、船会社とも書面で協力して取り組んでいくことを約束できるように調整しているところである。

○結局のところ観光客に来てほしいのか、来てほしくないのか、ほどほどに来てほしいのか？

→その3択とするならほどほどに来てほしいである。平成19年度には40万人の観光客が来たが、様々な影響、混乱があったと聞いている。また、西表島の受け入れができず断水するなど住民の生活にも

影響がでた。受け入れの基準値として 33 万人と設定し、変動量も 1 割とすることで同様の事態を回避したい。

竹富町による観光案内人条例、沖縄県によるエコツーリズム推進全体構想についての説明の後、質疑応答。概要は以下の通り。

○免許申請手続について、公民館の所属証明が必要とあるが、これは社会教育法 第二十三条に違反するのではないか？公民館は特定の人に加担してはいけないと書いてある。

→（竹富町）条例で所属証明を求めるのは、社会教育法に基づく地区公民館ではなく、自治組織としての公民館である。公民館に一切の責任を預けるわけではなく、事業者が地域に貢献しているという証明確認を町が公民館に行うという流れになる。

※参考：社会教育法より下記抜粋

（公民館の運営方針）

第二十三条 公民館は、次の行為を行ってはならない。

一 もつばら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。

二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。

2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

○所属証明は住民票では代替できないのか？

→（竹富町）住民税を収めていれば地域に貢献しているという考えではない。あくまで事業者が行っている活動が地域に貢献しているかどうか免許認定の判断材料にしたい。

→（環境省）地域に根差したガイドを育成したいが、西表に住んでいないと西表のガイドができない、というのは憲法上難しい。方法としては、西表で一定期間の研修を必須にするとか、西表で一定の活動実績を必須にするなど検討したい。

○ピナイサーラにはロープも何も無い。事故が起きて訴訟を起こされたら町は耐えられるのか？

→（林野庁）西表島の森林部分の 9 割は国有林である。森林経営用財産であり、基本的には立ち入りはしてほしくないという考え。もし事故などがあれば自己責任になる。今後は町に借りてもらう方法が望ましい。林野庁では立入制限のルールは定められないので、今回のエコツーリズム推進全体構想の中で検討していきたい。

○公民館長を務めているが、具体的な書類の形式や、申請方法はどのようにするのか？公民館長や役員が貢献しているかどうか判断するのか。

→（竹富町）具体的な方法については施行規則の中で検討している。来月には案として提示したい。

→（環境省）公民館に所属していない事業者がどのように地域貢献を証明するかは、ケースバイケース対応していくことになると思う。事業者が活動内容を町に報告し、審議会が検討し、その活動内容に

ついでに証明を公民館に聞き取りする流れになる。すべての判断を公民館に委ねるわけではない。

○救命救急講習の受講証明は、消防のものか。同等の資格が認められるのか。

→（竹富町）赤十字などの資格を含めるかなど検討中である。

○ヒナイなどの地区だけで制限した場合、利用が他のエリアに流れる恐れがある。入島規制をかけるなり、ヒナイ以外のところで制限をしたほうが良いのではないか。

→（沖縄県）そのような懸念はあるが、まずは一番問題になっているところから少しずつ適用していきたい。他の地域に流れそうな場合は、新たに特定自然観光資源に指定することも検討していく。入島制限は法制度上難しいが、来訪者管理基本計画で基準値を決めて取り組んでいく。

→（環境省）ガイド一人が連れていける人数や、可能であれば事業者当たりの人数などを決めることで他のエリアでの利用の増加を抑えたい。ヒナイではカヌー組合の自主ルールでそのような制限をすでに設けているが、それでも影響が出ているので一歩進んで立入り制限を導入しようとしている。

以上